

## 女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画のホームページ掲載について

「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」とは、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させせるべく、国・地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取り組みを実施するよう努めることとされ、当組合におきましても2022年4月1日より計画を作成しましたので、ホームページに掲載し公告することと致しました。

### 北郡信用組合

#### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

##### 目標

女性職員（嘱託・パート含む）の平均勤続年数を6年から7年にする。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日
2. 当組合の課題
  - ・女性の勤続年数が男性と比較し短い
3. 目標の取り組み内容・実施期間  
2022年4月～ 令和3年度は、妊娠 出産 育児休業等におけるハラスメント、時間単位の年次有給休暇取得、嘱託 パート職員も60歳定年に達した場合において60歳を超えての採用（無期労働契約）の就業規則改定を行いました。が、昨年度産休中の職員、並びにこれから入組する職員にも改正された就業規則を説明し、女性に安心して長く勤務して頂くように取り組みます。